

<限度額認定証の申請手続きについて>

「マイナ保険証」を利用すれば、オンライン資格確認を導入している医療機関では、
限度額認定証の事前申請は不要で窓口の支払額を自己負担限度額までとすることができます。
詳しくは、ご利用される医療機関や薬局にてご確認ください。

◆高額療養費支給申請の際に提出するもの

69歳以下の加入者の場合

所得区分	提出書類等
上位所得者 ※年間所得（旧ただし書き所得） <u>901万円超の世帯</u>	①給第5-1号様式 国民健康保険（限度額適用・標準負担額減額・限度額適用負担額減額）認定申請書（69歳以下） ※所得を確認する為の証明書添付は必要ありません。
住民税課税世帯 ※年間所得（旧ただし書き所得） <u>901万円以下の世帯</u>	①給第5-1号様式 国民健康保険（限度額適用・標準負担額減額・限度額適用負担額減額）認定申請書（69歳以下） ②確定申告書の写し、役場にて発行の所得証明書
住民税非課税世帯	①給第5-1号様式 国民健康保険（限度額適用・標準負担額減額・限度額適用負担額減額）認定申請書（69歳以下） ②役場にて発行の非課税証明書

※診療を受ける時期によって証明書の発行年度が異なりますのでご注意ください！！

■令和7年8月～令和8年7月までの入院や高額な外来なら
→ 令和7年度（令和6年1月～12月までの所得がわかるもの）

■令和8年8月～令和9年7月までの入院や高額な外来なら
→ 令和8年度（令和7年1月～12月までの所得がわかるもの）

◆申請をする際の注意事項

注1. 保険料の滞納がある場合には、申請することができません。

注2. 所得証明書、課税証明書、確定申告書等の証明書添付がない場合、

上位所得者（年間所得901万円超える）と判定されますので、ご注意ください。

注3. 限度額認定証を使用しない場合は、従来どおりの高額療養費の手続き（償還払い）となります。

「マイナ保険証」を利用すれば、オンライン資格確認を導入している医療機関では、限度額認定証の事前申請は不要で窓口の支払額を自己負担限度額までとすることができます。詳しくは、ご利用される医療機関や薬局にてご確認ください。

◆高額療養費支給申請の際に提出するもの

70歳以上の加入者の場合

所得区分	提出書類等
【現役並みⅢ・一般】 ※課税所得 <u>690万円超の世帯</u> 又は <u>145万円未満の世帯</u>	<u>申請不要です</u> ※ 高齢受給者証が限度額認定証となりますので新たに限度額認定証の申請をする必要ありません。高齢受給者証を医療機関にご提出ください。
【現役並みⅠ・Ⅱ】 住民税課税世帯 ※課税所得 <u>690万円未満～</u> <u>145万円以上の世帯</u>	①給第5-2号様式 国民健康保険（限度額適用・標準負担額減額・限度額適用負担額減額）認定申請書（70歳以上） ②住民税課税明細書のコピー、又は役場にて発行の住民税課税証明証
<u>住民税非課税世帯</u>	①給第5-2号様式 国民健康保険（限度額適用・標準負担額減額・限度額適用負担額減額）認定申請書（70歳以上） ②住民税課税明細書のコピー、又は非課税証明書

※診療を受ける時期によって証明書の発行年度が異なりますのでご注意ください！！

■令和7年8月～令和8年7月までの入院や高額な外来なら
→ 令和7年度（令和6年1月～12月までの所得がわかるもの）

■令和8年8月～令和9年7月までの入院や高額な外来なら
→ 令和8年度（令和7年1月～12月までの所得がわかるもの）

◆申請をする際の注意事項

注1. 保険料の滞納がある場合には、申請することができません。

注2. 課税明細書のコピー、課税証明書の添付がない場合、現役並み所得者（課税所得690万円超える）と判定されますので、ご注意ください。

注3. 限度額認定証を使用しない場合は、従来どおりの高額療養費の手続き（償還払い）となります。